

象牙製品等の国内市場の更なる適正化に向けた 取組について

2024年12月

経済産業省生活製品課

- 
- 1. 象牙製品等の現状（報告徴収の結果概要）**
 2. 国内市場の監視強化に向けた取組

象牙製品等の現状

- 象牙製品等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）のもと、事業者は環境大臣及び経済産業大臣に対して特別国際種事業の登録を行うことで、その譲渡し等を事業の一部として行うことができる。
- 毎年、経済産業省及び環境省は、特別国際種事業者に対して報告徴収を実施のうえ、取引先や取引量、在庫量の報告を求め、立入検査の端緒として活用している。また、在庫量についてはワシントン条約の決議に基づき同条約事務局へ報告を行っている。

＜カットピースの在庫量＞

年度	カットピース (kg)
2020年3月末	65,669
2021年3月末	79,300
2022年3月末	75,949

＜象牙製品の在庫量＞

年度	印章	装身具	装身具の玉	調度品	日用雑貨	楽器	その他	合計（個数）
2020年3月末	967,844	302,486	3,175,623	41,309	51,837	69,864	108,548	4,717,511
2021年3月末	609,722	252,712	3,258,126	40,705	51,016	62,057	133,015	4,407,353
2022年3月末	829,025	545,029	2,950,201	39,029	52,309	62,161	133,767	4,611,521

- 
1. 象牙市場の現状（報告徴収の結果概要）
 - 2. 国内市場の監視強化に向けた取組**

これまでの政府の取組及び今後の対応の方向性

- 平成4年の種の保存法制定以来、象牙製品等の取引の限定、取引管理の厳格化等を進めてきた。
- 他方、違法な海外持出や、日本市場が違法象牙の隠れ蓑になること等が懸念されているため、経済産業省では、毎年実施している報告徴収に加えて、**象牙製品等の取引の一層の適正化**の観点から、
①特別国際種事業者の国内取引の実態調査、②全国的な象牙製品等の取引確認書のルール作り、③違法取引の監視強化について検討を開始。

これまでの取組

- 平成4年（1992年）に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）を制定
- 平成7年（1995年）に法改正で象牙製品等の取引を原則として禁止し、届出事業者によるカットピース、象牙製品の商取引のみが可能となる。
- 平成30年（2018年）には、改正「種の保存法」により取引管理が厳格化され
 - ①象牙製品等の取扱事業者の届出制が5年更新の登録制に移行
 - ②登録事業者が所有するカットピースの管理表作成義務化
 - ③罰則の強化等が行われる。

今後の対応の方向性

<取組1> 国内取引の実態調査

- 特別国際種事業者の業態
- 特別国際種事業者の主な取扱商品
- 原材料の等の仕入れ先情報
- インターネットによる販売状況
- 象牙製品の売上額、販売先、従業員数等

<取組2> 象牙製品等の取引確認書の対応地域の拡大

- 東京都が既に取り組んでいる、外国人向け象牙製品等の海外持ち出し禁止について確認署名を全国的に求める取組を開始する。

<取組3> 違法取引の監視強化

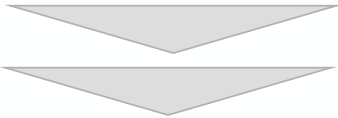
- 立入検査の対象者の選定方法の見直し
- 報告徴収の未報告者に対して注意文を発出
- 骨董市の巡視定例化

取組 1：特別国際種事業者の国内取引実態調査

- 国内市場における取引の実態や事業者の属性等を含め明らかにし、国内制度の実効性の担保、事業者の適正な国内取引を促すことを目的として、アンケート形式の**事業実施状況調査**を実施。
- 主に**事業者の属性（取扱製品、売上、従業員数等）や象牙製品の素材（カットピース等）に関する購買ルート等について調査**。2024年度の報告徴収時に併せて本調査票を特別国際種事業者あてに送付する。

特別国際種事業者への確認事項

- ✓ 主な業態
- ✓ 従業員数
- ✓ 象牙・象牙製品（以下「象牙製品等」という）の取扱いの有無
- ✓ 特別国際種事業者の登録更新の理由
- ✓ 象牙製品等の製造・加工の有無について
- ✓ 象牙製品等の年間の売上金額、そのうち象牙製品が占める割合
- ✓ インターネットによる象牙製品等の販売の有無、販売方法
- ✓ 象牙販売先の属性と販売金額
- ✓ 製品毎の売上・販売数量
- ✓ 材料（カットピース・端材・半製品）の購買ルート 等



特別国際種事業者の国内取引実態を把握し、
象牙国内市場の適正な管理に向けた検討を推進

事業実施状況調査書

特別国際種事業（象牙製品等）に関する事業実施状況調査書

※本アンケートは、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）実績を踏まえて御記入ください

1. 事業者番号	
2. 事業者名	
3. 記入者名	

問1 主な業態（象牙に限らず利益や売上高が最も大きいもの）はどれにあてはまりますか？（一つに○）

1 製造業（製造して卸を含む）※	2 卸売業	3 小売業（製造して同じ場所で小売）	
4 小売業（製造なし）	5 質屋	6 オークション	7 美術館・博物館
8 その他（ ）			

※製造して、店舗を介さず、通販販売等により直接消費者へ販売している場合は、「1 製造業」を選択してください。

問2 従業員数をご記入ください。（令和6年3月末時点）（ ）人

問3 象牙製品等の販売を行っていますか？

1 行っている 問4へ	2 行っていない 問3-1へ
-------------	----------------

問3-1 特別国際種事業者の登録を更新する理由をお答えください

1 新規の登録手数料が更新手数料よりも高価なため（今後象牙製品等を取り扱うことを想定）	2 その他（ ）
---	----------

問4 以下の象牙製品等について、製造・加工を行っていますか？（あてはまるもの全てに○）

1 印章	2 調度品	3 文房具	4 楽器	5 食卓用品	6 日用雑貨
7 装身具	8 喫煙具	9 仏具	10 茶道具	11 室内娯楽用具	
12 全形牙、カットピース・端材等	13 行っていない	14 その他（ ）			

問5 以下の象牙製品等について、卸売・小売を行っていますか？（あてはまるもの全てに○）

1 印章	2 調度品	3 文房具	4 楽器	5 食卓用品	6 日用雑貨
7 装身具	8 喫煙具	9 仏具	10 茶道具	11 室内娯楽用具	
12 全形牙、カットピース・端材等	13 行っていない	14 その他（ ）			

問6 象牙製品等の年間の売上金額についてお答えください。（約 ）円
◇事業全体の売上のうち、象牙製品等が占める割合 （約 ）%

問7 インターネットによる象牙製品等の販売を行っていますか？

1 行っている 問7-1へ	2 行っていない 問8へ
---------------	--------------

問7-1 象牙製品等の年間売上に占めるインターネット販売の金額、割合 （約 ）万円 （ ）%

裏面に続く→

◇どのような方法で販売していますか？（あてはまるもの全てに○）

1 自前のウェブサイト	2 他社のプラットフォーム※	3 インターネットオークションサイト
4 SNS(X(旧 Twitter), Instagram, Facebook, LINE等)	5 その他（ ）	

※プラットフォームとは「マーケットプレイス」、「販売市場」の様なオンラインモールや、メルカリの様なオンラインマーケット等を含みます。（左記の大半事業者等は自主的に象牙の取扱いを禁止していますので、それ以外のプラットフォームを利用している場合は、(2)を選択してください。）

問8 象牙製品等の購入者の種類とそれぞれの販売金額を教えてください。（内訳は可能な範囲で記載してください）

1 個人	販売金額 円（日本人への販売金額 円 外国人への販売金額 円）
2 法人	販売金額 円（主な取引先 社）

問9 それぞれの用品別の販売数量・金額を教えてください。（取引のあったもの全てに記入してください）

1 印章 個 円	2 調度品 個 円	3 文房具 個 円
4 楽器 個 円	5 食卓用品 個 円	6 日用雑貨 個 円
7 装身具 個 円	8 喫煙具 個 円	9 仏具 個 円
10 茶道具 個 円	11 室内娯楽用具 個 円	
12 全形牙、カットピース・端材等 個 円	13 その他（ ） 個 円	

問10 10年前と比べ、象牙製品等の購入希望者（客）の増減はありましたか？

1 半分以上減った	2 3分の1以上減った	3 変わらない	4 3分の1以上増えた
5 半分以上増えた	6 元々いない	7 その他（ ）	

◇増減があった場合、その主な理由は何だと思いますか？（ ）

問11 材料（全形牙、カットピース・端材等）の購買ルートを教えてください。※複数回答可

（相手方）				
・象牙関連事業者	・古物商	・質屋	・個人	・その他（ ）
（ルート）				
・店舗での直接取引	・インターネット取引	・その他（ ）		

◇材料（全形牙、カットピース・端材等）の年間の売上金額についてお答えください（約 ）円

問12 今回の取組に対するご意見や、象牙取引に関する国へのご要望、適正な象牙取引に向けて独自に取り組んでいることなど、どのようなことでも結構ですので、ご自由に記入ください。

以上でアンケートは終了です。御協力いただきましてありがとうございます。

取組 2：象牙製品等の取引確認書の対応地域の拡大

- 令和3年以降、東京都では国外持ち出しの恐れのある象牙製品の販売防止を徹底するため、都内の約1,500の事業者・施設に対し、取引確認書の活用を要請。象牙製品等を販売する場合には、購入客に対して取引確認書への署名を求め、違法な海外持出の防止を強化。
- 令和6年度以降、経済産業省では先行する東京都と連携し、全国の約6,000事業者・8,700施設に対して、取引確認書への協力を要請することで、日本の象牙取引市場に対する国際的な懸念を払拭するとともに、象牙の国内市場の適正な管理・象牙製品の違法な海外持出の防止を徹底する。

【様式】取引確認書（東京都）

<東京都様式例>

象牙製品等の取引確認書

【注意事項：購入者の皆様へ】

○ 象牙及び象牙製品は、ワシントン条約で国際取引が制限されています。海外に持ち出すことは、国内の法律により原則禁止されており懲罰の対象となります。

※ 海外に持ち出す場合は、ワシントン条約の適用前に取扱いの注意事項等を販売事業者へ入手の上、事前に経済産業省に輸出承認申請を行い、交付された輸出承認書等をもって税関への申告が必要となります。この日の承認を得ないで象牙及び象牙製品を海外に持ち出すことは違法です。

上記の注意事項について理解し、購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出すことはありません。

署名：_____

※ 購入者の方の意思を確認して販売をした記録を残すために署名をいただきます。

【販売事業者の記入欄】

商品名：_____ 数量：_____ 取引年月日：_____ 年 月 日

<確認したら□にチェック>

□ 購入者に注意事項を説明し、「購入した象牙製品等を違法に海外へ持ち出さない」意思を確認した。

□ 購入者の住所・氏名を確認した。（確認した身分証等の種類に○）

1 運転免許証	2 健康保険証	3 個人番号カード
4 パスポート	5 その他（	）

（各種類別など法的な機能が発行したもの）

特記事項

- ✓ 注意事項の説明
- ✓ 購入者の署名
- ✓ 販売品の記入
- ✓ 販売事業者の確認の記録
- ✓ 意思確認後の販売

※日本語・英語・中国語にて様式を作成

全国展開

- 象牙製品の国外持出防止の徹底
- 象牙国内市場の適正な管理

取組3：違法取引の監視強化

- 適正な象牙市場の実現に向けて、

- ① 立入検査対象の選定方法を見直し ことにより、悪質な事業を実施する事業者に対して 前広に立入検査を実施
 - ② 骨董市の巡視を定例化 することにより、無登録等の違反事業者による象牙製品の販売の取締りを強化
- することで違法取引の監視を強化する。

これまでの取組・課題

立入検査対象 選定方法 見直し

- 報告徴収の提出内容を基に選定していたため、違法取引を行っている蓋然性の高い事業者へのアプローチが不十分であった。

＜過去の立入検査選定方法＞

【～R4】 地方経産局毎にノルマ制
(未報告か報告に疑義のある者)

【R5】 報告徴収未報告者
(方針は示すものの、対象範囲限定)

今後の方向性

- 報告徴収のみならず、過去の違反実績や第三者からの通報も加味した上で、より悪質な事業を実施する事業者に対して前広に立入検査を実施できるよう選定方法を見直し、立入検査件数を拡大させる。

【R6～】 報告徴収未報告者
+ 報告者であっても過去の違反実績、
通報も勘案して対象を選定
(明確な方針+対象範囲の拡大)

- 未報告者に対して注意文を発出する

骨董市巡視 定例化

- 年度毎に巡視の有無、頻度にバラツキがあり、違反事業者や無登録事業者への指導が徹底されていなかった。

＜過去の骨董市巡視実績＞

【R3】 経産省、環境省、各省地方支分部局合同で
計3回実施 (指導9件)

【R4】 実施なし

【R5】 環境省にて1回実施 (指導10件)

- 骨董市の巡視を定例化し、無登録等の違反事業者による象牙製品の販売に対して、取り締まりを強化する。